（労使協定の例）

○○産業株式会社と○○産業労働組合とは、労働基準法第32条の３の規定にもとづき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。（フレックスタイム制の適⽤社員）第○条 営業部及び開発部に所属する従業員にフレックスタイム制を適⽤する。

（清算期間）

第○条 労働時間の清算期間は、 ４⽉、７⽉、10⽉、１⽉の1⽇から翌々⽉末⽇までの３箇⽉間とする。

（総労働時間）

第○条 清算期間における総労働時間は、１⽇７時間に清算期間中の所定労働⽇数を乗じて得られた時間数とする。

総労働時間＝７時間×３箇⽉の所定労働⽇数

（１⽇の標準労働時間）

第○条 １⽇の標準労働時間は、７時間とする。

（コアタイム）

第○条 必ず労働しなければならない時間帯は、午前10時から午後３時までとする。

（フレキシブルタイム）

第○条 適⽤社員の選択により労働することができる時間帯は、次のとおりとする。

始業時間帯＝午前６時から午前10時までの間終業時間帯＝午後３時から午後７時までの間

（超過時間の取扱い）

第○条 清算期間中の実労働時間が総労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外割増賃⾦を⽀給する。

（不⾜時間の取扱い）

第○条 清算期間中の実労働時間が総労働時間に不⾜したときは、不⾜時間を次の清算期間にその法定労働時間の範囲内で繰り越すものとする。

（有効期間）

第○条 本協定の有効期間は、○○年○⽉○⽇から１年とする。